



# 梶中学校だより

令和3年 5月21日

住所：梶町4-28-5

電話：06-6902-0813

## 北河内地区PTA協議会「PTA団体総合補償制度」についてお知らせします

平成28年4月1日より、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されています。その条例の一部を抜粋して、お伝えいたしますと

第十二条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を補填することができる保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

→自転車を利用する者全てに対して、保険への加入が義務化

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

→子どもに自転車を利用させる場合は、子どもに対する保険への加入を、保護者に対して義務化

この条例の制定を受けて、本校では、平成28年度から新たな特約の付いたPTAの団体保険に加入しており、本年度も加入いたしました（裏面に契約内容を掲載しておりますのでご覧ください）。

最近、自転車事故に対して、高額な賠償責任が発生しています。そのことから、本条例が施行されたものと考えています。保護者に対して子どもへの保険の加入が義務化されたことが特徴です。中学生は、自転車で移動する場が、多いと思います。また、保険に加入していない生徒については、教育活動の中で、自転車を使用することが出来ないとされています（例えば、部活動や福祉体験での移動）。合わせて、高等学校においては、加入の証明がなければ自転車通学が認められないということもあります。

急な条例の制定であったことから、教育活動を維持していくためにも、学校として特約の付いた保険に加入してきたという経緯があります。しかしながら、条例制定から6年が経過していることから、自転車に関する保険への加入義務が自転車販売業者や自転車を使用される方々に定着しているものと考え、毎年費用もかかることから特約付きの保険への加入を今年度限りとしたいと考えておりますので、ご意見等がございましたら学校までご連絡ください。

### 障害・賠償責任保険の報告手順について

万が一自転車での事故を起こした場合の（起こさないほうが良いですが）報告方法をご連絡いたします（学校での教育活動以外の場合も考えられますので）。

1、警察に連絡をして、事故を起こしたことを伝える。

2、損害保険ジャパン株式会社 事故サポートデスク

関西火災新種保健金サービス部

フリーダイヤル（24時間対応） 0120-727-110

<報告内容>

・契約者名 北河内地区PTA協議会

・学校名（守口市立梶中学校）と氏名

を伝え、後日学校から報告がある旨をお伝えください。

その際、怪我をされた方の氏名、生年月日、住所、電話番号

・事故発生の日付、時間、場所

・医療機関名と電話番号

などを聞かれるかもしれません。

とにかく、事故があったという一報を警察と保険会社に連絡をしていただき、次ぎの日でも（夜の場合もありますので）担任又は学校までご連絡下さい。